

スマート農業技術活用促進法 について

当基金では、第5期中期目標において、スマート農業の実装等に伴い生じる資金需要にも対応し、適切な農業信用保険の引受けを進めることを主務省から指示されているところです。

今回は、令和6年10月に施行された、農業の生産性の向上を図るための「スマート農業技術活用促進法」成立の背景や法律の概要、関連予算等について紹介いたします。



農林水産省技術会議事務局
研究推進課長

小林 保幸

1. はじめに

平素より農林水産行政の推進に御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

農林漁業信用基金の第5期中期目標においては、新たな資金需要の一つとしてスマート農業の実装が位置付けられました。

他方で、農政においては、その基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の改正により、基本的施策の一つとして先端的な技術等を活用した生産方式等の導入、即ちスマート農業技術の導入が規定されました。また、改正食料・農業・農村基本法の関連法として、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）が令和6年6月14日に成立しています。

本稿では、スマート農業技術活用促進法成立の背景、法律の概要と、関連予算等について御紹介します。

2. スマート農業技術活用促進法 について

2-1. スマート農業技術活用促進法成立の背景

食料の安定供給の確保や農業の持続的発展は、国民生活の安定向上や国民経済の健全な発展に不可欠なものです。一方で、これらを支える農業者が高齢化するとともに農業者数は減少し、今後も一層の減少が見込まれます。

こうした見通しの下では、従来の生産方式を前提とした農業生産では食料の安定供給や農業の持続的発展を確保することは難しくなるおそれがあり、農業者の減少下においても生産水準を維持できる生産性の高い食料供給体制を確立することが重要です。

そこで、生産性の高い食料供給体制を確立するために、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用を促進することとしています。

2-2. スマート農業技術活用促進法の概要

スマート農業技術に関しては、スマート農業技術に関する実証等が行われてきた中で、スマート農業技術の活用の促進に当たり、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図りながら、その現場導入の加速化と開発速度の引上げを図る必要があるといった課題が明らかとなりました。

このような課題を踏まえ、スマート農業技術活用促進法では、スマート農業技術の活用と併せてこれに適した生産方式への転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発速度を引き上げるため、生産方式の転換により開発ハードルを下げつつ、開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレイヤーの参画を進めることとしています。

これらの取組を進めるため、同法は、①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画である生産方式革新実施計画と、②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画である開発供給実施計画の二種類の計画を位置付けています。これらの計画の認定を受けた者は同法に基づく支援措置を活用できます。この仕組みにより、同法は、計画の趣旨に沿った取組を推進しています（図1）。

また、同法は、これらの計画に基づく事業の促進の意義や目標、実施に関する基本的な事項（認定要件）等を規定する基本方針を農林水産大臣が策定することとしています。生産方式革新実施計画及び開発供給実施計画は、法及び基本方針の規定に基づく要件に適合する場合に認定を受けることができます。

2-3. 生産方式革新実施計画

生産方式革新実施計画は、スマート農業技術の活用と、人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等新たな生産の方式の導入を合わせて相当規模で行い、スマート農業技術の効果を十分に引き出す取組を活動の内容とするものです。計画を申請できる者は、このような取組を行おうとする農業者又はその組織する団体（農業者等）ですが、農業者等に加えてスマート農業技術を活用した作業受託やスマート農業機械のレンタル・シェアリングサービス等のサービス業務（スマート農業技術活用サービス）を行うスマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者も一緒に申請者に名を連ねて申請することができます。

生産方式革新実施計画の認定を受けると、税制上の特例として機械等を取得等した場合に特別償却の適用が受けられるほか、金融上の特例として日本政策金融公庫の長期低利融資や、行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認のワンストップ化等）等の支援措置が受けられます（図2）。

2-4. 開発供給実施計画

開発供給実施計画は、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う取組を事業の内容とするものです。計画を申請できる者は、スマート農業技術等の開発・供給を行おうとする者で、例えば農機メーカー、スマート農業技術活用サービス事業者、大学、公設試験研究機関等となります。

開発供給実施計画の認定を受けると、税制上の特例として会社の設立や出資の受入れ等の際に生じる登録免許税の軽減が受けられるほか、金融上の特例として日本政策金融公庫の長期低利融資（供給の取組に必要な資金が対象）や、農研機構が保有する試験ほ場等の研究開発設備等の供用等を受けることができる支援措置が受けられます（図3）。

3. スマート農業技術の関係予算

令和7年度予算より、生産方式革新実施計画・開発供給実施計画の認定を受けることで、関係する各種事業において、審査に当たってのポイント加算等の優先採択や、スマート農業技術等の開発・供給の取組を支援するスマート農業技術の開発・供給促進事業にあっては開発供給実施計画の認定等を申請要件とするなど、優遇措置を設けることを検討しています（令和6年11月22日時点）。今後の予算編成過程で変更の可能性がありますが、具体的な対象事業は、右記のとおりとなっています（図4）。

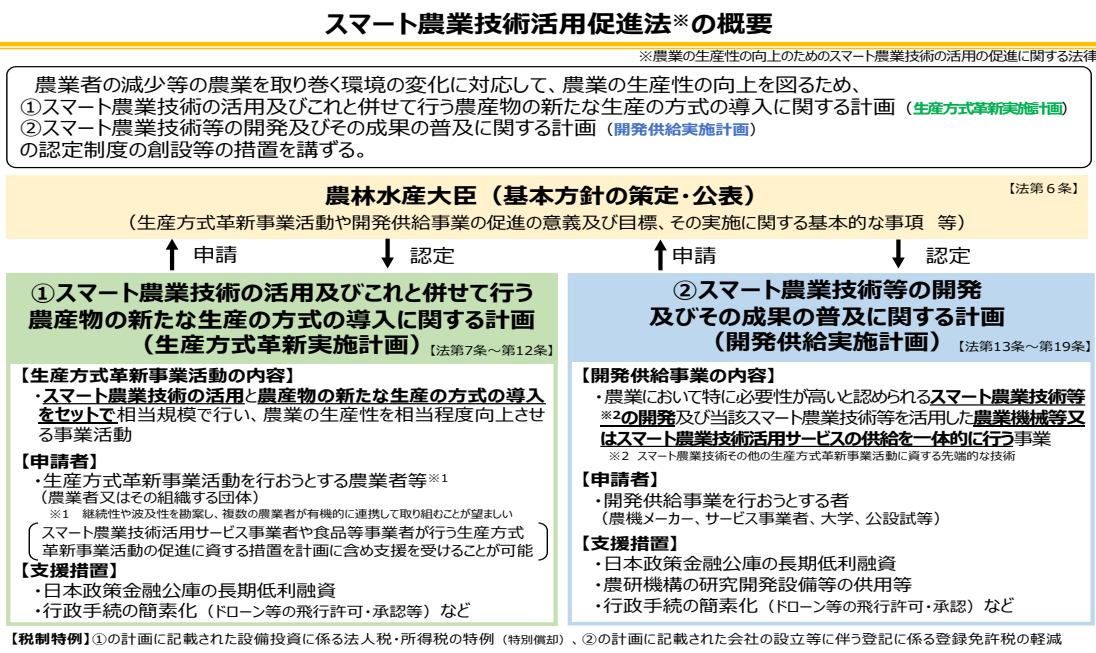
4. 最後に

スマート農業技術活用促進法は、令和6年10月に施行されました。今後、順次計画が認定を受けてスマート農業技術を活用する取組が拡大することが見込まれます。

また、同法に基づきスマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進していくための農業者、JA、関係団体、民間企業、研究・教育機関、地方公共団体等の多様なプレイヤーが参加するスマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）が設立されました。同会議においては、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援や人材育成等のコミュニティ形成促進の取組が行われます。




農林水産省としては、これらの取組を通じて、今後、スマート農業技術の活用が一層促進されるよう政策を進めてまいります。農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましても、スマート農業技術活用の推進に向け御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（図1）
スマート農業技術活用促進法の概要



(図2) 生産方式革新実施計画の認定を受けるメリット



生産方式革新実施計画の認定を受けるメリット

①金融上の特例措置	
日本政策金融公庫の長期低利融資	日本政策金融公庫から 長期低利の融資 を受けられます。 ●償還期限を25年以内とする等、 大規模投資にも対応 。 ●据置期間を5年以内とし、事業者の 初期償還負担を軽減 。 ●貸付金の使途に 長期運転資金 も設定。
②税制上の特例措置	
投資促進税制	生産方式革新事業活動に必要な機械等の取得等をした場合に 特別償却（機械等32%※1、建物等16%）を適用 を受けることができます（令和9年3月末まで）。 <small>※1スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に発売されたものに限る。スマート農業技術活用サービス事業者、食品事業者は機械装置にのみ適用され、特別償却率が25%となる。</small>
③その他の特例措置	
野菜法の特例	認定計画に従い、産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う場合、 指定産地外の農業者等も契約指定野菜安定供給事業に参加可能 となります。 
航空法の特例	ドローン等の無人航空機による農業散布等の特定飛行を行う場合の 航空法上の許可・承認の手続がワンストップ化 されます。 
農地法の特例	農地をコンクリート等で覆う措置を実施する場合の 農地法に基づく届出がワンストップ化 されます。 

6

(図3) 開発供給実施計画の認定を受けるメリット

開発供給実施計画の認定を受けるメリット

①金融上の特例措置	
日本政策金融公庫の長期低利融資	日本政策金融公庫から 長期低利の融資 ※を受けられます。 ●償還期限を25年以内とする等、 大規模投資にも対応 。 ●据置期間を5年以内とし、事業者の 初期償還負担を軽減 。 ●貸付金の使途に 長期運転資金 も設定。 <small>※開発した製品の供給の取組に必要な資金が貸付対象（研究開発の取組は貸付対象外）</small>
②税制上の特例措置	
登録免許税の軽減	認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受け入れ、これに伴う不動産の所有権の移転等の際の 登録免許税の軽減 を受けることができます（令和9年3月末まで）。
③その他の特例・支援措置	
農研機構の研究開発設備等の供用等	試験ほ場やロボットトラクタなど農研機構が保有する 研究開発設備等の供用等 を受けることができます。  
種苗法の特例	新品種の品種登録を行う場合の 出願料・登録料（1～6年目）が減免 されます。
農業競争力強化支援法の特例	農業競争力強化支援法に規定する事業参入に該当する場合、 中小機構による債務保証 を受けることができます。
航空法の特例	ドローン等の無人航空機による農業散布等の特定飛行を行う場合の 航空法上の許可・承認の行政手続がワンストップ化 されます。

7

(図4) 優遇措置の対象として検討中の事業一覧

認定生産方式革新実施計画が対象となる事業	認定開発供給実施計画が対象となる事業
<ul style="list-style-type: none"> 強い農業づくり総合支援交付金のうち <ul style="list-style-type: none"> ①新基本法実装・農業構造転換支援事業（生産方式革新実施計画に対する支援事業を新設） ②卸売市場等支援タイプ（優先採択） スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち <ul style="list-style-type: none"> ①橋渡し支援（優先採択） ②先進モデル支援（優先採択） ③立ち上げ支援（優先採択） 持続的生産強化対策事業のうち <ul style="list-style-type: none"> ①戦略作物生産拡大支援（優先採択） ②時代を拓く園芸産地づくり支援（優先採択） ③果樹農業生産力増強総合対策（優先採択） ④ジャパンフラワー強化プロジェクト推進（優先採択） ⑤茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（優先採択） 	<ul style="list-style-type: none"> みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち <ul style="list-style-type: none"> ①グリーンな栽培体系加速化事業（補助上限額引上げ、優先採択） ②有機農業拠点創出・拡大加速化事業（優先採択） ③SDGs対応型施設園芸確立（優先採択） ④地域循環型エネルギーシステム構築（優先採択） 農地利用効率化等支援交付金（優先採択） 国産小麦・大豆供給力強化総合対策（優先採択） 大規模輸出産地モデル形成等支援事業（優先採択） 農山漁村振興交付金のうち <ul style="list-style-type: none"> 情報通信環境整備対策（優先採択） 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業（優先採択）
<ul style="list-style-type: none"> スマート農業技術活用促進総合対策のうち <ul style="list-style-type: none"> ①スマート農業技術の開発・供給促進事業（申請要件） ②農林水産データ管理・活用基盤強化（優先採択） ③次世代の衛星データ利用加速化事業（優先採択） 「知」の集積と活用の場によるイノベーション創出のうち <ul style="list-style-type: none"> スタートアップへの総合的支援（優先採択） 	<ul style="list-style-type: none"> みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装支援事業（優先採択） スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち <ul style="list-style-type: none"> ①橋渡し支援（優先採択） ②立ち上げ支援（優先採択）